

広島県重要文化財の指定について

1 概要

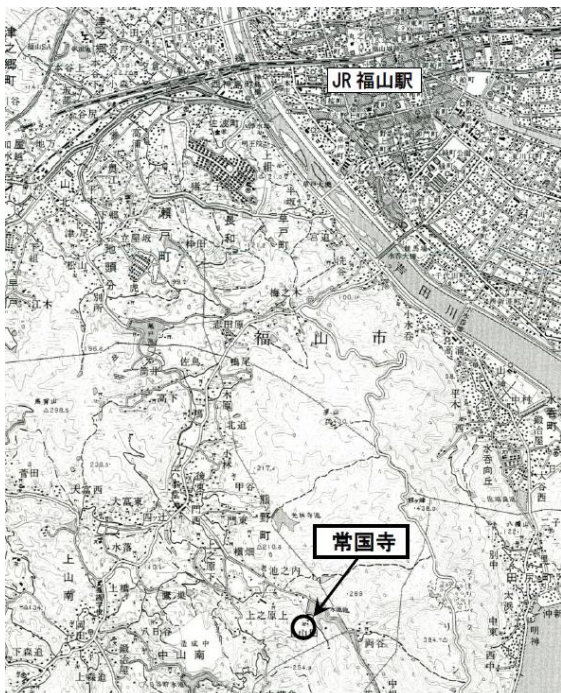
広島県教育委員会は、広島県文化財保護条例（昭和51年広島県条例第3号）第3条第1項の規定により、次のとおり広島県重要文化財の指定をする。

2 広島県重要文化財に指定する文化財

- (種別) 広島県重要文化財（建造物）
- (名称) 常国寺唐門
- (員数) 1棟
- (時代) 18世紀前期
- (所在の場所) 福山市熊野町甲1481番地
- (所有者) 宗教法人常国寺
- (内容)

常国寺は、天正4年（1576）から15年にかけて室町幕府最後の将軍足利義昭が備後国へ滞在した際、御所のひとつとなった。

常国寺唐門は、室町幕府最後の将軍である足利義昭の由緒を、享保期（1710～1720年代）の施主と大工が当時の知識と技術で建物の形式及び意匠で示したという特色をもつ建造物である。材質・技法・意匠ともに優れていることから、広島県重要文化財にふさわしい建造物と判断される。



常国寺位置図



常国寺唐門 正面写真（参道側より）

県内所在 国指定・県指定文化財等件数一覧

県報告示後

国指定文化財		県指定文化財		合計	
種別(種類)	件数	種別(種類)	件数		
国宝	建造物	7		7	
	絵画	2		2	
	工芸品	16		16	
	書跡・典籍・古文書	1		1	
小計	26			26	
重要文化財	建造物	57	建造物	46 (+1)	103 (+1)
	絵画	11	絵画	51	62
	彫刻	44	彫刻	94	138
	工芸品	61	工芸品	55	116
	書跡・典籍・古文書	20	書跡・典籍・古文書	51	71
	考古資料	4	考古資料	18	22
	歴史資料	4	歴史資料	4	8
小計	201	小計	319	520	
重要無形文化財	0	無形文化財	2	2	
重要有形民俗文化財	7	有形民俗文化財	5	12	
重要無形民俗文化財	4	無形民俗文化財	67	71	
記念物	特別史跡・特別名勝	1		1	
	特別史跡	1		1	
	特別名勝	1		1	
	特別天然記念物	1		1	
	史跡	27	史跡	125	152
	名勝	7	名勝	6	13
	天然記念物	15	天然記念物	116	131
		名勝天然記念物	1	1	
小計	53	小計	248	301	
重要伝統的建造物群	4			4	
合計	295	合計	641	936	
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財				11	
選定保存技術				1	
登録文化財		登録有形文化財		292	
		登録有形民俗文化財		1	
		登録記念物		3	

※1 網かけ部分が、今回回答申される文化財に関係する部分である。

※2 件数は、今回の指定・指定解除等をした後のものである。()は変更件数。